

75歳以上のみの世帯の

「雪下ろし」を支援します

庄原市高齢者世帯雪下ろし支援制度

市は、高齢者が降雪期に安心して生活できるよう、市内の高齢者世帯を対象とした雪下ろし支援制度を設けています。

対象者は？

市内に住民票があり、現に居住している75歳以上の方のみで構成する市民税非課税の世帯。

また、75歳以上の方以外に、次のいずれかに該当する方のみが同居している世帯も対象となります。

- ① 1級～4級の身体障害者手帳所持者
- ② ④から⑥までの療育手帳所持者
- ③ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 15歳未満の方

対象となる作業は？

- ① 屋根からの雪下ろし
 - ② 屋根から下ろした雪の除去
 - ③ 屋根から落ちた軒下の雪の除去
- ※ただし、現在住んでいる住宅に限ります。



支援内容は？

● **経費の助成** 対象作業に要した経費の3分の1以内の額（千円未満は切り捨て）を助成します。同一年度内に受け取れる助成金の上限は3万7千円です。

● **業者の紹介** 対応が可能な業者を紹介しますので、お問い合わせください。

申請方法は？

業者などに依頼した雪下ろし作業が完了した後、交付申請書に実施状況報告書と領収書の写しを添えて申請してください。

申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課高齢者福祉係
 ☎0824・73・1165
 または各支所地域振興室・市民生活室
 （西城支所は、しあわせ館内）

除雪作業

にご理解とご協力を

12月に入り、市内各地域で積雪が予想されます。

県と市は、積雪時の通行を早期に確保するため、除雪に努めています。

しかしながら、除雪作業は積雪量や障害物などで時間がかかる場合もあり、道路の幅や構造によっては、除雪できない道があります。

除雪作業を効率よく行うために、次のことにご協力をお願いします。

- **車道・歩道上の除雪作業の障害となるものは事前に撤去するなどの対応をお願いします。** また、道路脇に設置されている電気柵などは除雪作業により破損する恐れがあるので、ご注意ください。
- **家や駐車場の出入口は特に注意して除雪していますが、状況によってはふさいでしまう場合があります。**

● **道路脇の樹木の枝が積雪でたわみ通行の障害になる場合は、樹木の所有者の責任で撤去するなどの対応をお願いします。** 特に危険な場合には、伐採することがあります。

問い合わせ

【国道・県道の除雪】
 広島県北部建設事務所庄原支所土木課
 ☎0824・72・2015

【市道・歩道の除雪】
 建設課土木係

- ☎0824・73・1152 西城支所地域振興室
- ☎0824・82・2181 東城支所産業建設室
- ☎08477・2・5241 口和支所地域振興室
- ☎0824・87・2113 高野支所地域振興室
- ☎0824・86・2113 比和支所地域振興室
- ☎0824・85・3003 総領支所地域振興室
- ☎0824・88・3065

